令和７年第２回

駒ヶ根市農業委員会

総会会議録

令和７年２月２６日

駒ヶ根市農業委員会総会

○ 会議の場所

駒ヶ根市役所南庁舎２階　大会議室

○ 出席した委員　（19名）

１番　森　武雄	８番　滝沢　久美子	１５番　堺澤　務
２番　中嶋　隆	９番　小松原　博	１６番　伊藤　宏美
３番　木下　亜紀	１０番　塩木　操	１７番　河上　邦和
４番　小松原　ひとみ	１１番　上田　佳子	１８番　吉瀬　久司
５番　倉田　益式	１２番　春日　知也	１９番　氣賀澤　道雄
６番　小松　伸治	１３番　北澤　満	
７番　田村　晴男	１４番　宮澤　秀一	

○ 会長が許可し出席した農地利用最適化推進委員　（6名）

２０番　小平　裕一	２２番　小池　政幸	２４番　菅沼　佳彦
２１番　小原　正隆	２３番　山﨑　幸夫	２５番　白川　眞武

○ 欠席した委員（0名）

○ 事務局職員出席者

事務局長	入谷　吉博
次　長	山本　孝浩
主　任	竹村　直人
主　査	高坂　貴和

○ 議事日程

日程第１　会議録署名人の指名について

日程第２　議案の上程及び提案説明・質疑・採決

議案第６号　申出による農地法第３条許可の取消しについて

議案第７号　農地法第３条の規定による許可申請について

議案第８号　農地法第４条の規定による許可申請について

議案第９号　農地法第５条の規定による許可申請について

議案第10号　農用地利用集積計画の策定について（貸借）

議案第11号　農用地利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）

議案第12号　農用地利用集積計画の策定について（売買）

議案第13号　賃借料情報の区分設定及び提供について

駒ヶ根市農業委員会総会規則第15条の規定によりここに署名する。

会　　長

会議録署名人　　1番　（森）

会議録署名人　　2番　（中嶋）

開　会	令和７年２月２６日　午後３時００分
局　長	（入谷　吉博君） それでは、皆さん、こんにちは。（一同「こんにちは」） 定刻より少し前なんですが、皆様おそろいになりましたので、ただいまから令和７年第２回農業委員会総会並びに協議会のほうを開会させていただきます。 まず初めに氣賀澤会長より御挨拶をお願いいたします。
会　長	（氣賀澤　道雄君） 皆様、こんにちは。（一同「こんにちは」） 今日から暖かくなるって言われたんですが、まだまだ寒い日が続いている中、お集まりいただきましてありがとうございます。 確定申告が始まりまして、皆さんも頭を痛めていると思いますけれども、私も、大した大きな農業じゃないんで、昨日までに経費、売上げを一応まとめまして、今日ｅ－Ｔａｘでやろうと思いましたら、１年ぶりで、入力するページを間違えまして、パスワードが無効になりまして、市役所へ来て再設定して、やっと事業部分を打ち込んできております。 皆さんも大変だと思いますが、国民の義務でありますので――私が言うことじゃないんですけれども――大変だと思いますが進めていただければと思います。 農業政策のほうを見ますと、皆さんも御存じのように、今一番の問題っていいますか、気になっているのは、水張りがなくなるっていうことと、米の価格が上がってきてどうなるんだろうっていうところだと思います。 水張りにつきましては、始まった当初、国会議員等々、かなり行政に対してもクレームをつけましたけれども、平成29年に決まったことだからやるしかありませんって言われてやっていて、去年ある上伊那の会議で何か言えっていうことだったんで非常に困っているという話をしましたら鼻で笑われた経験があります。 また、お米の価格については、去年の上伊那再生協議会で生産量についてまた10ｔ減らすという発言が県の役員のほうからあったもんですから、インバウンドが増えて米の重要が増えた、それも入っているんですかと聞いたら、入っていますって言ったんですよね。だから、今年はどうなるか見ていこうかと思っています。 猫の目行政って昔言われた言葉が、またここに来て復活してきたような気がします。そんな中ですけれども、農業委員会のほうは進めていきたいと思います。 今日は、通常の審議にプラス長野県農地中間管理機構の担当者の方から新し

い制度について説明がありますので、時間が押すかもしれません。審議への御協力をお願いいたします。

簡単ですが、挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

局　長　（入谷　吉博君）

ありがとうございました。

それでは会議前の一言と農業委員会憲章の朗読でございます。今回は順番で20番　小平裕一委員にお願いいたします。

２０番　（小平　裕一君）

今日の一言ということで、私は中割を担当しております小平と申します。簡単な自己紹介と委員の活動を通じて感じることについてお話ししたいと思います。

私、前職は農業とは全然関係ないサラリーマンをしておりまして、長野県内、長野市から飯田市まで、各地を異動してやっておりました。それで、飯田勤務を最後に定年退職しまして、現在を迎えているところであります。

家のほうは、父親が農業をやっていたんですけど、亡くなってからは、自分は農業の知識もないもんですから、倉庫にある農業器具とか資材とか、全部ほぼ片づけまして、現在は米も野菜もスーパーで買っているような状態で、農業とはあまり関係のないような、無縁の生活をしております。

それで、駒ヶ根市農業委員会にお世話になって 1 年半ぐらいたつんですけど、日々の活動を通して感じていることがありまして、地域の農業者の方々と話をしていると、大体この 2 点は必ずといっていいほど聞くことがありまして、後継者がいないっていうことと、それに付随して農地を売りたい、この2点を地域の会合とか農地を回ってお話をしていると必ずといっていいほど聞くんです。自分だけではなく、やっぱり皆さん後継者問題で苦労しているっていうことがひしひしと感じられました。

駒ヶ根市でも地域計画で 10 年後の未来地図っていうものがほぼ完成していると思いますが、10 年後の農地を守っていくっていうことは、後継者問題とか、解決しなければならない問題が山積しておりまして、前途多難だなということを日々感じて活動しております。

それでは駒ヶ根市農業委員会憲章前文を読ませていただきますので、続いて御唱和をお願いします。

〔駒ヶ根市農業委員会憲章前文朗読〕（一同起立）

〔駒ヶ根市農業委員会憲章唱和〕（一同着席）

局　長　（入谷　吉博君）

大変ありがとうございました。

それでは、以後の議事進行につきましては氣賀澤会長にお願いいたします。

会　長　（氣賀澤　道雄君）

これより令和７年２月３日付、告示第11号をもって招集しました令和７年第２回駒ヶ根市農業委員会総会を開会いたします。

農業委員定数19名、ただいまの出席委員数19名、法第27条第３項の規定により本会議は成立しております。

お手元に配付してあります日程に従い会議を進行させていただきます。

日程第１　会議録署名人の指名をいたします。

議事録署名人は総会規則第15条第２項の規定により議長において１番　森武雄委員、２番　中嶋隆委員を指名いたします。

日程第２　議案の上程及び提案説明、質疑、採決を行います。

議案第６号　申出による農地法第３条許可の取消しについて

を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

次　長　（山本　孝浩君）

それでは議案書の１ページをお開きください。

議案第６号　申出による農地法第３条許可の取消しについて御説明し、御提案とさせていただきます。

申出のあった場所につきましては２ページに位置図を載せてありますので、御確認ください。

下平区、[redacted]の南側に位置する農地２筆になります。

１ページ目にお戻りください。

取消しの理由でありますが、申請人は、当初、贈与による子への所有権移転を計画していたが、農地中間管理事業による貸借契約の更新を優先することにした。

こちらの農地につきましては、先月の総会の際に農地法第３条による所有権移転と農地中間管理事業の貸借の議案に同じ農地が載っていることについて、手続上、問題はないかということを御指摘いただいたところです。

農地法第３条の取得時の要件の一つに取得する全ての農地を効率的に利用するという要件がございますが、所有する農地を他者に貸していた場合、貸した農地が適切に耕作されていた場合には、その農地は全ての農地を効率的に利用するという取得時の要件に含まないとされています。

このことから、同じ農地について第３条による所有権移転と農地中間管理事業の貸借を行うことは問題ないということで事務局側では判断しておりました、このことについて長野県農業開発公社の見解を確認しましたところ、長野県農業開発公社としては所有権移転によって取得しようとする農地をすぐに

貸し付けることは望ましくないということで回答がございました。
この回答を受けて申請者と協議の結果、この農地については引き続き[redacted]に耕作をしてもらいたいという強い意向がありましたので、取消しの申出に至ったところでございます。
以上、本件につきまして御審議をお願いいたします。

会　長　（氣賀澤　道雄君）
地元委員の補足説明がありましたらお願いします。

１４番　（宮澤　秀一君）
ないです。

会　長　（氣賀澤　道雄君）
これより質疑、意見に入ります。
質問、御意見ございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会　長　（氣賀澤　道雄君）
議案第６号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会　長　（氣賀澤　道雄君）
御異議なしと認めます。よって、議案第６号　申出による農地法第３条許可の取消しについては、これを原案どおり可決することに決定いたしました。
議案第７号　農地法第３条の規定による許可申請について
を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

主　任　（竹村　直人君）
それでは議案書３ページをお開きください。
農地法第３条の規定による許可申請について御説明し、御提案とさせていただきます。
計２件でございます。
まず１件目でございますが、場所につきましては４ページ左側を御覧ください。
3―1で表示した場所になります。
[redacted]の北側３筆、計1,964㎡になります。
３ページにお戻りください。
契約内容でございますが、貸借。
理由でございますが、借受人は農業経営規模を拡大するため当地を使用したい、貸付人は高齢であり農業経営規模を縮小するため借受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法第3条第2項に適合してございます。

なお、本申請の内容につきまして、申請地は宮田村の行政区内にある農地でございますが、登記は赤穂地籍の土地となっているため、これまでの駒ヶ根市と宮田村の取決めにより、転用申請につきましては駒ヶ根市にて審議をすることとなっております。

また、申請に係る現地の営農状況につきましては、宮田村農業委員会事務局により申請内容について特段問題はないとの意見書をいただいております。

続いて2件目でございます。

場所につきましては4ページ右側と5ページ左側を御覧ください。

3―2―1、3―2―2で表示した場所になります。

中沢区[redacted]周辺6筆、計2,171㎡になります。

3ページにお戻りください。

契約内容でございますが、売買。

理由でございますが、譲受人はこれまで所有者に代わり管理を行ってきた当地を取得したい、譲渡人は現在市外に居住しており農地の管理が困難なため譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法第3条2項に適合してございます。

以上2件につきまして御審議のほどよろしくお願いいたします。

会　長　（氣賀澤　道雄君）

ありがとうございました。

地元委員の補足説明をお願いします。

２４番　（菅沼　佳彦君）

1番はそういうことですが、2番のほうを説明したいと思います。

議案書にありますように6筆になるんですけれども、3―2―1と3―2―2、ちょっとあちこち飛んでいるんですけれども、黒く塗り潰した部分です。

それで、今回の譲受人と譲渡人は兄弟になります。お兄さんと妹さんです。お兄さんは[redacted]のほうにずっと住んでいまして、ここ30年くらいは妹さんの旦那さんと息子さんがずっとこの地を管理してきたということです。

そういうことで、妹さんへの売買ということで、今後についても妹さんの旦那さんと息子さんが今までどおり管理していくということですので、問題ないかと思います。

会　長　（氣賀澤　道雄君）

ありがとうございました。

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会　長　（氣賀澤　道雄君）

議案第７号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会　長　（氣賀澤　道雄君）

御異議なしと認めます。よって、議案第７号　農地法第３条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第８号　農地法第４条の規定による許可申請について

を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主　任　（竹村　直人君）

それでは議案書６ページをお開きください。

農地法第４条の規定による許可申請について御説明し、御提案とさせていただきます。

１件でございます。

場所につきましては７ページ左側を御覧ください。

4―1で表示した場所になります。

中沢区、[redacted]の南１筆119㎡になります。

６ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅。

理由でございますが、申請人は現在の住宅の建て替えを計画したが、既存の住宅用地のうち一部の土地について農地法による許可が取られていないことが分かったため追認の手続を取りたいというものでございます。

農振法等でございますが、農振地域内農用地区域外となっております。

農地区分につきましては消極的２種として見ております。

あわせて、不許可の例外として非代替性で見ております。

以上１件につきまして御審議のほどよろしくお願いいたします。

会　長　（氣賀澤　道雄君）

地元委員の補足説明をお願いします。

２４番　（菅沼　佳彦君）

場所は、中沢[redacted]っていう[redacted]があります。そこから南へ200mぐらい下ったところなんですけれども、現在も自宅が建てられています。時代を遡ると、もう今回の申請人のおじいさんのときにそこへ自宅を建ててしまっていて、それで、今回、自宅の建て替えを計画したら農地法の許可の取られていないところがあることが分かって、それを改めて申請したいということであります。

面積的には今家が建たっている土地の中の一部なんですけれども、現地の農

地については今まで何十年もこうやってきていて問題がなかったし、隣には説明をして承認を得ているということでもありますし、問題はないかと思います。

会　長　（氣賀澤　道雄君）

ありがとうございました。

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会　長　（氣賀澤　道雄君）

議案第8号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会　長　（氣賀澤　道雄君）

御異議なしと認めます。よって、議案第8号　農地法第4条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第9号　農地法第5条の規定による許可申請について

を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主　任　（竹村　直人君）

それでは議案書8ページをお開きください。

農地法第5条の規定による許可申請について御説明し、御提案とさせていただきます。

計4件でございます。

まず1件目でございますが、場所につきましては9ページ左側を御覧ください。

5―1で表示した場所になります。

町1区、[redacted]の北1筆408㎡になります。

8ページにお戻りください。

申請目的でございますが、駐車場用地。

理由でございますが、譲受人は現在市内で[redacted]を経営しているが、不足している[redacted]の駐車場を確保するため当地を取得したい、譲渡人は現在市外に居住しており耕作が難しいため譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、第一種住居専用地域となっております。

農地区分につきましては3種、用途地域で見ております。

続いて2件目でございます。

場所につきましては9ページ右側を御覧ください。

5―2で表示した場所になります。

小町屋区、[redacted]の北1筆354㎡になります。
8ページにお戻りください。
申請目的でございますが、住宅用地。
理由でございますが、借受人は住宅を建てるために当地を使用したい、貸付人は高齢であり農地の管理が困難となったため借受人の要請に応じるというものでございます。
農振法等でございますが、第一種中高層住居専用地域となっております。
農地区分につきましては3種、用途地域で見ております。
続いて3件目でございます。
場所につきましては10ページ左側を御覧ください。
5—3で表示した場所になります。
町2区、[redacted]の北1筆212㎡になります。
8ページにお戻りください。
申請目的でございますが、駐車場用地。
理由でございますが、借受人は従業員用の駐車場として営業所に近い当地を使用したい、貸付人は所有する農地の管理が困難となったため借受人の要請に応じるというものでございます。
農振法等でございますが、準住居地域となっております。
農地区分につきましては3種、用途地域で見ております。
続いて4件目でございます。
場所につきましては10ページ右側を御覧ください。
5—4で表示した場所になります。
中沢区、[redacted]の西2筆、計252㎡になります。
8ページにお戻りください。
申請目的でございますが、住宅用地（進入路）。
理由でございますが、譲受人は以前より公道から自宅への通路として計画地を使用していたが、農地法による許可を受けていなかったことから今回手続を取り引き続き通路として使用したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。
農振法等でございますが、令和6年11月8日、農振除外が認可となっております。
農地区分につきましては3種農地として見ております。
以上4件につきまして御審議のほどよろしくお願いいたします。

会　長　（氣賀澤　道雄君）

ありがとうございました。
それでは地元委員の補足説明をお願いします。

２２番　（小池　政幸君）

１番ですが、小松委員と現地の確認を行ってきました。

この場所は、位置図のように[redacted]の交差点の北東という場所になります。それで、複雑な形の畑になっております。

ここは民家に囲まれている中の畑ということで、既に一部に砂利が入ったりしており、車を止めたりするようになっているということです。

それから、譲渡人は県外に暮らしておりますので管理されていないということで、私が去年確認に行ったときには少し野菜を植えてあったんですけど、現在は耕作放棄地というような形になっております。

それで、既に砂利が入っているっていうことで、てんまつ書については出していただいているわけですけど、この状態だと、今後、耕作は困難であるということになります。

あと、周りには農地がないっていうことです。

それで、駐車場に使うというようなことですので、特にこれは問題ないという判断をしました。

それで、続いて３番目もよろしいですか。

会　長　（氣賀澤　道雄君）

はい。お願いします。

２２番　（小池　政幸君）

３番は位置図の５―３になりますが、[redacted]の東側、[redacted]、それから[redacted]の道を挟んで東側になります。

この土地は三方を道に挟まれておりまして、この農地のすぐ南側になるんですけど、ここは宅地になっておりまして、ここに以前――大分前に家があって、家の前で野菜を作っていたというところでございます。

それで、貸付人は高齢のためにこの土地を管理できないということです。

あとは、面積も小さいというようなこともありますし、周りの農地がありませんので、これについては特に問題ないという判断をしました。

以上です。

１２番　（春日　知也君）

２番です。

小池委員と現地確認いたしました。

北と東が住宅、西は道路に挟まれてっていう感じの非農地に囲まれたところでして、営農上の支障は特になしと判断して問題なしといたしました。

２４番　（菅沼　佳彦君）

場所は、さっき事務局のほうから説明がありましたように、[redacted]より200mくらい南西に寄ったところです。

それで、ここは譲受人の[redacted]が位置図にありますところに家を新築したときに、譲渡人のお父さんと借地契約して進入路としてずっと使っているところです。

北隣が住宅で、南が畑になるんですけれども、40年以上、進入路として使われてきたところということで、今回の件は両方に説明して承諾をもらったということですけれども、40年間、問題なく使用されてきていますので、今回についても問題はないかと思います。

会　長　（氣賀澤　道雄君）

ありがとうございました。

それでは、これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ありましたらお願いいたします。

5　番　（倉田　益式君）

5―1についてなんですが、この黒塗り部分全部ではなくて、一部だったんですが、去年の秋の農地一斉パトロールのときに確認した場所なんです。

ちょっと確認したいのは、建設地との境、本当にこういう形で――[redacted]の1筆ですよね。ちょっと腑に落ちないんです。

知りたいのは、こういうへんてこりんな形を1筆で登記するっていうのはちょっとあり得ないような気がするんです。

あと、もう一つは、この黒塗りの部分が駐車場になった場合、農地として残る部分はあるのかないのか、それを確認したんですが。

主　任　（竹村　直人君）

事務局で把握しているのは申請者の方に提出いただいている法務局の公図になりまして、それを基に住宅地図のほうに書かせていただいておりますが、こういったちょっといびつな形の筆にはなっているところでございます。

あわせて、駐車場についてですが、今回の申請地と併せて、付近のもともと宅地であった場所ですとか、あと駐車場として今表示がされているところも合わせて今回の申請者の方の駐車場という計画になっておりますので、今の黒塗りの部分まま駐車場にするというよりは、もう少し形はきれいになった状態で駐車場になっていくというような計画を聞いております。

5　番　（倉田　益式君）

だから、黒塗りの部分に隣接したところから宅地の部分があって、それで、最終的には、そこも含めて、こんなにへんてこではなくて、車なりが出入りできるように整地するんでしょうか。

主　任　（竹村　直人君）

[redacted]と表示のある場所ですとか、その辺の宅地部分を壊して駐車場にされるような計画で聞いております。

２２番　（小池　政幸君）

この[redacted]っていうお宅、小松さん、これ、[redacted]っていうお宅はありましたっけ。

ここを駐車場にするんですけど、[redacted]のほうから入るようになりまして、たしか[redacted]の横だったのかな、それから、あと南側の白くなっている部分、これはもう既に宅地になっているような感じです。

ですので、絵を見ると、ここのところを潰して南と東と西側の黒いところに駐車場を造るみたいな絵になっておりました。

５　番　（倉田　益式君）

[redacted]っていうお宅と駐車場は[redacted]と面一で出られるようになっているんですよ。

それで、この黒塗りの部分は1mぐらい下がると思うんですよね。

昨年見たときには、物置のようなものもあり、住宅を壊した後、蔵を壊した後、そんな感じで放置されていたんですよ。

最終的に駐車場としてどういう形で整備されるんでしょうか。事務局のほうも把握できているんですか。

主　任　（竹村　直人君）

進入路とすると[redacted]のところが入るところにはなるんですが、そうですね、口頭ではちょっとなかなかお伝えしづらいところではあるんですが、[redacted]と書かれている住宅部分を壊されて、その部分を主な進入路として入るような図面にはなっているんですが……。

５　番　（倉田　益式君）

農地だけでなくて、最終的に駐車場としてどういう形で使用されるのか、それが分かればいいと思うんです。

あと、もう一つ、部分的に農地として残らないかどうか。

次　長　（山本　孝浩君）

ちょっと計画平面図を見てみますと、[redacted]から進入することに変わりはないんですけれども、形としては、16 台止めるために少しいびつな四角形の形になっているところです。

会　長　（氣賀澤　道雄君）

よろしいですか。

では、[redacted]っていう家を潰しちゃって、黒塗りのところと「駐車場」と書いてあるところも合わせて駐車場にすると、こんな感じでいいですか。それで 16 台が止められると、それで農地は残らないということでよろしいですか。

そういうことですので、よろしくお願いします。

ほかに御質問ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会　長　（氣賀澤　道雄君）

それでは議案第 9 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会　長　（氣賀澤　道雄君）

御異議なしと認めます。よって、議案第 9 号　農地法第 5 条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第 10 号　農用地利用集積計画の策定について（貸借）

を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主　査　（高坂　貴和君）

それでは議案書 11 ページをお開きください。

農用地利用計画の策定について（貸借）を御説明し、御提案とさせていただきます。

まず公告年月日でございますが、令和 7 年 2 月 28 日でございます。

期間終期別の細目につきましては御覧いただきまして、田んぼが 1 万 2, 775 ㎡、畑が 1, 225 ㎡、樹園地が 469 ㎡、合計 1 万 4, 469 ㎡でございます。

貸手が 7、借手が 7 です。

（2）番（3）番の表につきましてはお目通しいただき、12 ページに詳細が載っております。

貸借の内訳ですが、権利の種類は全て新規となっております。

以上、御審議をお願いいたします。

会　長　（氣賀澤　道雄君）

ありがとうございました。

今の説明につきまして地元農業委員さんの立場から補足説明等があればお願いします。

〔発言者なし〕

会　長　（氣賀澤　道雄君）

それでは、これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ありませんか。

2　番　（中嶋　隆君）

今、利用権設定になっている土地ってどれくらいの広さがありますか、利用権でやっている土地。

これ、いずれは変わっていっちゃうわけですよね。

主　査　（高坂　貴和君）

感覚的なものとなってしまいますけれども、今はＪＡのほうが 2 割程度かなっていうところで、農地中間管理事業がもう 6～7 割ぐらいになっているかなというところで、市の利用権も 2 割くらいというような印象であります。

という印象であります。

2　番　（中嶋　隆君）

それで、何だ、法律っていうか、あれのほうがどんどん変わっていって、ＪＡのものは残っているわ、利用権は残っているわっていうような状態がずっと続くんですよね、整理された状態にはならない。

それで、今後、例えば、もうＪＡのものは先に 4 月になったら全面的に農地中間管理事業にしちゃうとか、それで利用権も同じようにしちゃうとかいうことはできないんですか、移行しちゃうっていうことだけど。そうすると今度のシステムで一本化されちゃう、きれいになるということになると思うんだけど。

主　査　（高坂　貴和君）

今のお考えは参考にさせていただきますけれども、実際には、契約行為は終期を迎えていないものについては合意解約をした上で新規契約するという形になるので、契約者の方々に御負担をかけることになるので、一旦全体を整頓するみたいな形はちょっと難しいかなと思います。終期を迎えたものから随時農地中間管理事業の御案内をしていくという従来のやり方で御案内をしていくというのが現実的かなと考えております。

会　長　（氣賀澤　道雄君）

ほかに何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会　長　（氣賀澤　道雄君）

それでは、議案第 10 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会　長　（氣賀澤　道雄君）

御異議なしと認めます。よって、議案第 10 号　農用地利用集積計画の策定について（貸借）は、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

ここで議案第 11 号の審議に入る前に申し上げます。

農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の議事参与の制限規定により 21 番小原正隆議員は自己等に関する事項について審議に参与することができませんので、審議が終了するまで一時退席を求めます。

〔21 番　小原正隆君　退場〕

会　長　（氣賀澤　道雄君）

議案第11号　農用地利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主　査　（高坂　貴和君）

議案書13ページをお開きください。

農用地利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）を御説明し、御提案とさせていただきます。

農用地利用集積計画総括表を御覧ください。

公告年月日でございますが、令和7年2月28日でございます。

期間の終期でございますが、5年が田2万1,255㎡、10年が田4万4,601㎡、合計6万5,856㎡でございます。

貸手が18、借手は長野県農業開発公社のため1となります。

14ページ～20ページは利用権設定各筆の明細となっております。

貸借の内訳ですが、20ページの下を御覧ください。

千番台が新規の筆、二千番台がＪＡ円滑化から農地中間管理事業への移行の筆、三千番台が農地中間管理事業の内容変更の更新の筆となっております。

18名の土地所有者が長野県農業開発公社に合計で38筆を貸し付けるということになっております。

長野県農業開発公社が権利設定後、農地中間管理事業貸借にある担い手へ記載の内容で貸付け予定でございます。

権利の種類につきましてはそれぞれ御覧ください。

以上について御審議をお願いします。

会　長　（氣賀澤　道雄君）

ありがとうございました。

ちょっと量がありますので見る時間を取りたいと思います。

その間に地元委員さんのほうで補足説明がありましたらお願いいたします。

〔各自黙読〕

会　長　（氣賀澤　道雄君）

それでは、これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

１８番　（吉瀬　久司君）

すみません。

今さら聞いて申し訳ないんですけど、「賃借料作物」といった欄があるんですが、ここに金額が入っておるのは、それはそれで、そういうもんなんだろうなと思うんですけれども、金額の入っていないのは、基本的には無償という解

釈でいいですか。

主　査　（高坂　貴和君）

金額が入っていないものについては使用貸借権っていうことになりますので、賃料の発生はしていない筆となります。

会　長　（氣賀澤　道雄君）

ほかにありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会　長　（氣賀澤　道雄君）

それでは議案第11号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会　長　（氣賀澤　道雄君）

御異議なしと認めます。よって、議案第11号　農用地利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）は、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

退席されている委員の着席を求めます。

〔21番　小原正隆君　入場・復席〕

会　長　（氣賀澤　道雄君）

議案第12号　農用地利用集積計画の策定について（売買）

を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

次　長　（山本　孝浩君）

それでは議案第12号　農用地利用集積計画の策定について（売買）を御説明、御提案させていただきます。

21ページにあります農用地利用集積計画総括表を御覧ください。

まず公告年月日は令和7年2月28日、売買の面積については田んぼが6,421㎡、売手、買手はともに1になっております。

この売買につきまして2月14日に農地あっせん審査会を開催しております。

続いて22ページを御覧ください。

今回の売買につきましては[redacted]から長野県農業開発公社に売り渡す内容となっております。

対象となる農用地面積は6筆の6,421㎡、対価につきましては91万2,000円でございます。

対象地の6筆については23ページの図を御覧ください。

場所につきましては、いずれも中沢区[redacted]、左側の図にあります[redacted]につきましては農村交流広場の西側に位置する農地、23

ページの右側の図にあります[redacted]につきましては天竜川沿いの平場にあります農地でありまして、[redacted]の北側に位置しているところでございます。

所有権の移転の時期、対価の支払い時期、引渡しの時期につきましては、いずれも令和7年3月21日となっております。

この農地の買取り予定者につきましては表の左下に記載をしておりますので、御確認ください。

以上につきまして御審議をお願いいたします。

会　長　（氣賀澤　道雄君）

ありがとうございました。

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会　長　（氣賀澤　道雄君）

それでは議案第12号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会　長　（氣賀澤　道雄君）

御異議なしと認めます。よって、議案第12号　農用地利用集積計画の策定について（売買）は、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第13号　賃借料情報の区分設定及び提供について

を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主　査　（高坂　貴和君）

それでは最終ページの議案書24ページをお開きください。

賃借料情報の区分設定及び提供について御説明し、御提案とさせていただきます。

こちらについては毎年出しております駒ヶ根市の賃借料の情報であります。

毎月の議案に掲載しておりますが、農用地利用集積計画の貸借等の部分について今年1月～12月分として公告された内容の集計でございまして、10ａ当たりの賃借料をデータ化したものとなっております。

下のほうを見ていただきますと、1番　水田の部と2番　畑の部分に分かれておりますので、まず水田の部から御説明をさせていただきたいと思います。

水田の部でございますが、地区が3つに分かれております。①番は竜西、②番については40ａ以上の下平地区の土地ですので、①番については②番を除いた下平地区が含まれており、③番については竜東地区のデータとなっており

ます。

①番については、平均額が 6,800 円で、最高額が 1 万 5,000 円、最低額が 1,000 円ということでございます。

下平の 40ａ以上の農地についてはデータ数が 2 で、データ数が 5 未満であるため、今年度は提示しておりません。

竜東地区につきましては、平均額が 6,800 円、最高額が 1 万 3,000 円、最低額が 1,000 円でございました。

続きまして 2 番の畑の部ですけれども、こちらについては竜西と竜東の 2 つに分かれております。

竜西については、平均額が 2,600 円、最高額が 3,000 円、最低額が 1,500 円でございます。

竜東につきましては、平均額が 3,300 円、最高額が 1 万円、最低額が 1,000 円でございます。

以上でございます。

会　長　（氣賀澤　道雄君）

ありがとうございました。

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会　長　（氣賀澤　道雄君）

議案第 13 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会　長　（氣賀澤　道雄君）

御異議なしと認めます。よって、議案第 13 号　賃借料情報の区分設定及び提供については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

以上をもちまして総会に付議された議題について審議が終了しました。

これにて令和 7 年第 2 回駒ヶ根市農業委員会総会を閉会いたします。

閉　会　午後３時５５分